

令和 6 年第 6 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 6 月 2 8 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 2 2 名）	委員	小 栗 智 幸	安 藤 良 一
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	成 瀬 良 美
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		水 野 安 喜	安 田 清 和
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
		小 川 伸 二	岩 嶋 貞 夫
欠席委員 （ 0 名）			
事務局	局長 局長補佐 主査 主事	伊 東 範 明 有 賀 大 輔 日比野 有 真 青 柳 慧一郎	
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について			
議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 5 号 非農地証明申請について			
議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画について			
議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利 用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第6回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、奥村正子委員と成瀬良美委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

勝股重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員

去る6月21日に、鈴木録郎委員、渡邊 美孝委員、有賀事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が4筆、畑が1筆、面積2,134.7㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。

では5ページをご覧ください。

3条—16

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅付近の農地を取得して、農業の拡大を図るものです。

次に6ページをご覧ください。

3条—17

(議案書の内容を説明)

譲受人が田舎暮らしを希望し、申請地及び隣接する住宅を取得することとしたものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。
勝股重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。
内容といたしましては、畑が1筆で、面積395㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。
議案集の7ページから9ページになります。
8ページ、9ページをご覧ください。
4条ー2
(議案書の内容を説明)
申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がございますので、一括議題といたします。なお、審議は、それぞれで行います。

勝股重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員

議第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請」につきまして、1件であります。内容といたしましては、田が1筆で、面積941㎡であります。

また、議第4号「農地法第5条の規定による許可申請」につきまして、7件であります。内容といたしましては、田が7筆、畑が3筆で、合計面積3,503.90㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がありますので、一括でご説明申し上げます。

議案集の10ページから12ページをお願いします。

事変-3と、5条-45は、関連のある申請ですので一括で説明させていただきます。

事変-3

(議案書の内容を説明)

こちらは、令和6年4月30日、岐阜県指令東農林第129号で、宅地分譲(5区画)として転用許可されましたが、当初事業計画者である代表者が病に伏して事業を実施できなくなり、申請人が事業を承継することとなったものです。

こちらは、当初の許可目的が達成できなかったことが、転用事業者の故意、又は重大な過失によるものではないこと等、事業計画変更承認の条件に該当しており、承認に対する問題はないものと考えます。

5条-45

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、田、宅地、雑種地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

では次に、１５ページから１７ページをお願いします。

５条－３９、４０

(議案書の内容を説明)

５条－３９と４０を併せて説明いたします。

申請地は、概ね５００ｍ以内に「愛保育園」と「わだクリニック」が存する第３種農地で、田、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

１８ページ、１９ページをお願いします。

５条－４１

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第３種農地で、田、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

２０ページから２２ページをお願いします。

５条－４２、４３

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第１種住居地域に指定されている第３種農地で、畑、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

２３ページ、２４ページをお願いします。

５条－４４

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第２種中高層住居専用地域に指定されている第３種農地で、田及び公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第３号及び議第４号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第３号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。
次に議第4号について質疑に入ります。
ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第4号については、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第5号「非農地証明申請について」を議題といたします。
勝股重雄委員、説明をお願いします。
- 勝股委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、田が1筆で、合計面積558㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第5号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。
25ページから27ページをご覧ください。
(議案書の内容を説明)
27ページを見ていただくと、当該地は鳥獣被害が多発し耕作をやめたことで山林化しており、非農地として扱うことが適当と思われます。
以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議第5号については、申請のとおり証明することに決定いたします。
- 次に、議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 農林課、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第6号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
- 28ページをご覧ください。
- (議案書の内容を説明)
- 場所につきましては、29ページと30ページをご参照ください。
- 以上、議第6号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
- 「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画」について、異議のない委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第6号は、原案のとおり承認することを決定いたします。
- 次に、議第7号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題といたします。
- 事務局、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第7号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、ご説明申し上げます。
- 31ページから35ページをご覧ください。
- (議案書の内容を説明)
- 場所につきましては、36ページから37ページをご参照ください。
- 以上、議第7号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第7号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

「「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画」について、計画のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第7号は、原案のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員